

## 日経指数の「ディレイ情報」の取り扱いについて

日本経済新聞社は、日経平均株価など日経指数の利用について、2024年11月5日から「ディレイ情報」の定義を変更します。現在は「現時点から20分以上遅延」した日経指数を「ディレイ情報」と定義しておりますが、同日より「現時点から15分以上遅延」した日経指数を「ディレイ情報」と取り扱います。

日本取引所グループ（JPX）は、11月5日から、現物売買システム（arrowhead）を更改し、「ディレイ情報」の算出時点からの遅延時間について、これまでの20分から15分に定義を変更します。すでに米国や欧州など海外の証券取引所では、15分の遅延を「ディレイ」と定義するのが一般的になっています。こうした国際的な潮流も踏まえ、今回のタイミングで、日経指数におきましても定義を変更することにしました。

現在、すでに日経平均など日経指数の「ディレイ情報」を利用し、指数利用許諾契約を締結いただいている皆様につきましては、定義変更に伴う追加の文書上の手続きは原則不要です。追加負担が極力発生しないよう、以下の対応を考えております。

・2024年11月5日付けをもって指数利用許諾契約書における「ディレイ情報」の定義が20分遅延から15分遅延に変更されたものとみなします。すなわち、現在の契約書での文言を改めて変更しなくとも、今回の定義変更が適用となる指数については、指数利用許諾契約書が定める「ディレイ情報」の利用条件で引き続きご利用いただけます。

### 現時点との時間差について

	現行	2024/11/5以降
ディレイ情報	20分以上	15分以上

・上記の変更により、現行の指数利用許諾契約の文言にかかわらず、指数値の算出時点との時間差が15分から20分の間の場合は、「ディレイ情報」として取り扱います。

ニュースタグ：重要なお知らせ、日経からのお知らせ、日経平均

### 本件に対する問い合わせ

日本経済新聞社 インデックス事業室・情報許諾担当 ([index@nex.nikkei.co.jp](mailto:index@nex.nikkei.co.jp))